

# 児童手当制度のご案内

- ◆**支給対象** 町内に住所があり、中学校修了までのお子さんを養育しているかたが対象となります。  
 ※公務員の方は、勤務先でのお手続き、勤務先からの支給になります。  
 ※児童福祉施設等に入所されている場合や里親等に委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に支給します。  
 この他の支給要件もあります。詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。
- ◆**支給額**
  - <所得制限額未満の方>
 

0歳～3歳未満（一律）	15,000円（月額）
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円（月額）
3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円（月額）
中学生（一律）	10,000円（月額）
  - <所得制限額以上の方>
 

0歳～中学生（一律）	5,000円（月額）
------------	------------

 ※第何子目かは、養育する18歳到達後最初の3月31日までの児童のうち、年長から順に数えます。
- ◆**支払時期** 原則として、6月、10月、2月にそれぞれ前月分までが支給されます。
- ◆**関係届出・手続一覧** 受給該当の方は、各種届や請求書を提出する必要があります。  
 ※届が遅れますと手当が支給されなかったり、過払い分を返金していただくことになります。（出生や転入手続きは、15日以内の申請が必要です。）

提出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき（初めてお子さんが生まれた・養育するようになった。）	認定請求書
毎年6月（すべての受給者） ※必須	現況届
出生などにより養育児童が増えたとき	額改定認定請求書
受給者の離婚や施設入所などにより養育児童が減ったとき	額改定届
受給者の離婚や施設入所などにより養育児童がいなくなったとき	受給事由消滅届
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届
受給者または養育している児童の住所が変わったとき	住所変更届 受給事由消滅届
受給者または養育している児童の名前が変わったとき	氏名変更届
振込口座を変更したいとき	金融機関変更届

## 児童に係る各種手当について

児童に関する各種手当について皆さんご存じでしょうか？ いずれの制度も自分から請求しなければ対象となりません。一度自分の受けている手当を見直し、請求を忘れている方は早めに請求してください。

児童扶養手当							
対象者	父又は母と生計を共にしていない児童を養育している方に支給されます。 ※所得が多い場合支給されないことがあります。 ※H22年8月から父子家庭も対象となりました。						
支給期間	児童が18歳に達した年度末まで						
支給金額	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1人の時 9,710円～41,130円</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4">所得によって変動します。</td> </tr> <tr> <td>2 // 14,710円～46,130円</td> </tr> <tr> <td>3 // 17,710円～49,130円</td> </tr> <tr> <td>4人以上 3人の額に、一人3,000円が加算</td> </tr> </table>	1人の時 9,710円～41,130円	}	所得によって変動します。	2 // 14,710円～46,130円	3 // 17,710円～49,130円	4人以上 3人の額に、一人3,000円が加算
1人の時 9,710円～41,130円	}	所得によって変動します。					
2 // 14,710円～46,130円							
3 // 17,710円～49,130円							
4人以上 3人の額に、一人3,000円が加算							
特別児童扶養手当							
対象者	障害児を養育している方に支給されます。 ※所得が多い場合支給されないことがあります。						
支給期間	20歳の誕生日の前月まで						
支給金額	お問い合わせください。						

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77 - 3614

